

市町村コード		401005		福岡県		北九州市		区		申告		事業所税		領収証書	
口座番号		加入者													
住所(所在地)、氏名(名称)															
様															
様分															
業務区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入(管理)番号	CD	補正								
30		0					0								
月別、事業年度、算定期間又は保有年度												申告区分			
令和	年	月	日	~	年	月	日								
税額		百十億千百万千百十円													
延滞金		百十億千百万千百十円													
合計額		百十億千百万千百十円													
納期限		令和 年 月 日		領収日付印											

上記のとおり領収しました。  
(納税者保管)

○ この領収証書は大切に保管してください。

↑ 外枠のみ切り取ってご提出ください。

市町村コード		401005		福岡県		北九州市		区		申告		事業所税		納付(納入)書(原符)	
口座番号		加入者													
住所(所在地)、氏名(名称)															
様															
様分															
業務区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入(管理)番号	CD	補正								
30		0					0								
月別、事業年度、算定期間又は保有年度												申告区分			
令和	年	月	日	~	年	月	日								
税額		百十億千百万千百十円													
延滞金		百十億千百万千百十円													
合計額		百十億千百万千百十円													
納期限		令和 年 月 日		領収日付印											
日計			円												

上記のとおり納付(納入)します。  
(金融機関等保管)

**【注意】** ゆうちょ銀行及び郵便局では納めることができません。  
ゆうちょ銀行以外の金融機関で使用される際は、斜線を引いている「口座番号」「加入者」の記載は不要です。  
印刷はA4サイズの普通紙(両面白紙のもの)をご利用ください。

市町村コード		401005		福岡県		北九州市		区		申告		事業所税		領収済通知書	
口座番号		加入者													
住所(所在地)、氏名(名称)															
様															
様分															
業務区	年度	種別	申告区分	修正回数	収入(管理)番号	CD	補正								
130	18	19	23	26	28	30	40	51							
月別、事業年度、算定期間又は保有年度												申告区分			
令和	52	年	54	月	56	日	~	58	年	60	月	62	日		
税額		百十億千百万千百十円													
延滞金		百十億千百万千百十円													
合計額		百十億千百万千百十円													
納期限		令和 年 月 日		領収日付印											
取りまとめ 金融機関	みずほ銀行北九州支店 福岡銀行北九州営業部 西日本シティ銀行北九州営業部 北九州銀行本店営業部		円												

上記のとおり通知します。

(北九州市保管) (受付局 → 取りまとめ店 → 北九州市)

○記入事項

申告書の提出と同時に申告した税額を納めるときは、次の事項を記入して納めてください。

1. 住所(所在地)、氏名(名称)
2. 枠内の年月日、申告区分など。

税 目	年月日等	申告区分
事業所税	算定期間	定期、修正

コード一覧

○区	・若松 ~ 4	○申告区分	・定期 ~ 27
・門司 ~ 1	・八幡東 ~ 5	・修正 ~ 28	
・小倉北 ~ 2	・八幡西 ~ 6	○修正回数	・なし ~ 00
・小倉南 ~ 3	・戸畑 ~ 7	・1回目 ~ 01	・2回目 ~ 02

3. 税額、延滞金額、合計額

○納付場所

1. 下記金融機関

区 分	店 舗
銀 行	みずほ・三菱UFJ・三井住友・福岡・西日本シティ・北九州・筑邦・福岡中央・佐賀・十八親和・肥後・大分・豊和・南日本・広島・もみじ・伊予
信用金庫	福岡ひびき・遠賀
その他	九州労働金庫・横浜幸銀信用組合・北九州農業協同組合・朝銀西信用組合 ※朝銀西信用組合は北九州市内店舗に限ります。

2. 市・区役所内の銀行派出所及び区役所の出張所(閉庁日は利用できません。)

3. 西京銀行の山口県内に所在する店舗

4. ゆうちょ銀行及び郵便局では納めることができません。

○延滞金について

納期限までに納付されないときは、納期限の翌日から納付の日までの期間の日数に応じ、延滞金が加算されることとなります。

(計算方法は次のとおりです。)

- 1 令和2年12月31日以前の期間

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間・・・北九州市市税条例等の一部を改正する条例(令和2年北九州市条例第30号)第1条の規定による改正前の北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年7.3パーセント)

(2) その後の期間・・・改正前の特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年14.6パーセント)

- 2 令和3年1月1日以後の期間

(1) 納期限の翌日から1月を経過する日までの期間・・・北九州市市税条例付則第5条の2第1項に規定する延滞金特例基準割合に年1パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年7.3パーセント)

(2) その後の期間・・・延滞金特例基準割合に年7.3パーセントの割合を加算した割合(加算後の割合の上限は、年14.6パーセント)

なお、この計算の基礎となる税額が2,000円未満の場合と、計算された延滞金額が1,000円未満の場合は、その全額を切り捨てます。

(上記以外で計算の基礎となる税額の1,000円未満と計算された延滞金額の100円未満は切り捨てます。)